

## 第150回武蔵野市建築審査会会議要録

### 1 日時

平成26年2月14日（金曜日） 午後2時30分から午後3時00分まで

### 2 会場

武蔵野市役所 411会議室

### 3 出席者

- (1) 委員 4人
- (2) 特定行政庁 建築指導課長、同課建築確認担当課長、同課審査係員
- (3) 事務局 まちづくり推進課長、同課課長補佐、同課主事
- (4) 傍聴者 0人

### 4 公開の可否

公開（武蔵野市建築審査会条例第6条第1項の規定による）

### 5 議題

- (1) 同意議案 議案第4号 法第43条第1項ただし書許可同意（無接道建築物）
- (2) 同意議案 議案第5号 法第43条第1項ただし書許可同意（無接道建築物）

### 6 議事

（議長） 2件の議案は同じ通路に隣り合って接する敷地なので、併せて進めることとします。

#### 【議案第4号及び第5号について】

（委員） 土地所有者が武蔵野市長となっている通路が、市道とならないのはなぜか。

（特定行政庁） 市道に認定するための基準があり、起終点共道路法上の道路に接続し、通り抜けられるということが原則としてある。片側は五日市街道に接続しているが、もう片方は位置指定道路であり、建築基準法上の道路ではあるが道路法上の道路ではなく、幅員は5メートルあるが、市道とはなっていない。

（委員） この通路は位置指定道路となりうる通路か。

- (特定行政庁) 隅切り等の条件を満たせばなりうる。また、幅員6m以上あれば、転回広場はいらないが、幅員5mであり、行き止まりがあるので、空地をつくり転回広場としている。位置指定道路でもこれは求められる。
- (委員) 通路を使っている方が、位置指定道路にも出られるのか。支障となるものはあるのか。
- (特定行政庁) 支障は特にはない。
- (委員) お互いに使っているということか。「ここは私道だから通り抜けるな」といった話はないか。
- (特定行政庁) そういった話はない。
- (委員) 裏側の細い市道については、幅員が1.2mから1.3m程度しかなく、昔のあぜ道といったところか。
- (特定行政庁) 昔の朱引き道路ということで、市道番号がついて道路法の道路にはなっている。建築基準法の幅員はないため、2項道路にはなっていない。
- (委員) これ自体は、歩行者が使うことには支障ないのか。
- (特定行政庁) 通り抜けはできる。
- (委員) 反対側に1項2号の道路があるが、ここに対しても通り抜けられるのか。あるいは無理なのか。
- (特定行政庁) 開発道路となっているが、開発時に市道40号線に加えて空地を提供してもらっている。資料4の公図にて、申請地左側に「道」となっているうえにスペースがあるが、これは開発の道路ではなく、空地として提供してもらったもの。
- (委員) 市の所有か。
- (特定行政庁) 市がもっている。
- (委員) 今回の建築の案については、今の市道に対して抜ける道を設けるといったことはないのか。通路の方だけで完結するようにしているのか。
- (特定行政庁) 本来は抜けるような道というのを審査会にお示ししているが、抜け道が多いと防犯上支障があるため、今回はおさえたかたちとしている。
- (委員) 資料6で転回広場としているが、事実上こういうスペースを確保するということなのか、それとも転回広場という位置付けなのか。
- (特定行政庁) 事実上、こういう空地を設けるということ。
- (委員) 空地部分は建ぺい率、容積率の面積に入ってくるの

か。

(特定行政庁) 算入される。

以上の審議の結果、同意とすることに決定した。

作成者 武蔵野市建築審査会 書記 伊藤 聡

上記について、議事内容と相違ないことを認める。

武蔵野市建築審査会会長 和田 英治

同 委 員 伊東 健次

同 委 員 澤田 昭治

同 委 員 吉川 徹